

☺受診項目及び上限額☺

実施項目	受診時期	助成金の上限	
第1回目	初回の妊婦健康診査は有効期限なし	9,000円	
第2回目	有効期間：妊娠20週～23週	5,000円	
第3回目	有効期間：妊娠24週～28週	6,000円	
第4回目	有効期間：妊娠29週～33週	6,000円	
第5回目	有効期間：妊娠34週～出産	6,000円	
第9—1回目	第9—1回目から第9—9回目までの妊婦健康診査の時期については、23週までは4週間に1回、24週から35週までは2週間に1回、36週から出産までは1週間に1回の範囲で受診時期は前後しても構わない。	5,040円	
第9—2回目（超音波検査あり）		9,820円	
第9—2回目（超音波検査なし）		5,040円	
第9—3回目		5,040円	
第9—4回目（超音波検査あり）		9,290円	
第9—4回目（超音波検査なし）		5,040円	
第9—5回目		5,040円	
第9—6回目（超音波検査あり）		9,820円	
第9—6回目（超音波検査なし）		5,040円	
第9—7回目		5,040円	
第9—8回目		5,040円	
第9—9回目		5,040円	
風疹・HIV抗体価・クラミジア抗原		できるだけ早い時期（第1回目）の妊婦健康診査で実施	5,640円
HIV抗体価・クラミジア抗原のみ			4,840円
風疹・クラミジア抗原のみ	4,340円		
クラミジア抗原のみ	2,100円		
HIV抗原価・風疹のみ	3,540円		
HTLV—1抗体価	妊娠30週頃までに第3回目から第5回目までのいずれかで実施	2,290円	
注）多胎児妊娠の場合に追加交付する受診票については、使用週数を定めないものとし、第9—1回、第9—3回、第9—5回、第9—7回、第9—8回の計5回分とする。			
第1回目（産婦健康診査）	産後2週間前後	5,000円	
第2回目（産婦健康診査）	産後1月前後	5,000円	